別表1 入所順位の評価基準 採点基準

3、在宅介護の困難性

項目	採点基準	配点
認知症等により行動障害に	1~8 の項目を各 4 点。9~15 の項目を各 2 点と	左記計
より在宅生活が困難	し、頻繁に見られる行動については点数を 2 倍	算より
	とする(上限を 35 点とする。)	算定
主たる介護者が高齢又は障	主たる介護者が高齢かつ障害者等で介護が困難	20 点
害者等で介護が困難	である場合。または、主たる介護者が高齢又は	
	障害者により介護が困難であり、かつ主たる介	
	護者においても要介護の認定を受けている場	
	合。	
	主たる介護者が高齢又は障害者等で介護が困難	15 点
	である場合。	
複数の要介護者がいるため	介護が必要な者(要介護度3以上の者)が2名	20 点
介護負担が大きい	以上。	
	介護が必要な者(要介護認定をされている者)	15 点
	が2名以上。	
家族等の支援が困難かつ地	単身世帯又は主たる介護者及び家族(従たる介	20 点
域の介護サービス等に不足	護者等)からの支援が困難であり、かつ調査票	
がある*1	「家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス	
	等に不足がある」の項目のうち3つ以上該当す	
	る場合。	
	単身世帯又は主たる介護者及び家族(従たる介	15 点
	護者等)からの支援が困難であり、かつ調査票	
	「家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス	
	等に不足がある」の項目うち2つ以上該当する	
	場合。	

^{*1、}金銭面及び負担限度額による不足を除く。